

(供述調書等継続用紙)

捜査メモ複写報告書	
(平成29年12月6日付、 [REDACTED])	
令和3年6月25日	
警視庁公安部外事第一課長	
司法警察員警視正 [REDACTED] 殿	
警視庁公安部外事第一課	
司法警察員警部補 [REDACTED]	
被告会社大川原化工機株式会社らに対する外国為替及び外国貿易法違反（無許可輸出）被告事件につき、平成29年12月6日作成の [REDACTED] 株式会社から聴取した内容を記録した捜査メモを複写した結果は、下記のとおりであるから報告する。	
記	
1 複写年月日	令和3年6月24日
2 複写者	本職
3 複写対象物	平成29年12月6日付、 [REDACTED] 株式会社から聴取した内容を記録した捜査メモ
4 措置	当課備え付けの複写機で複写し、本報告書末尾に添付することとした。

警 視 庁

平成29年12月6日(水)

メ モ	担当者	警部補 [REDACTED]
経済産業省が [REDACTED] 株式会社に対し問い合わせた事項等を電話聴取したもの。		
<p>1 聴取日 平成29年12月6日</p> <p>2 聴取者 本職</p> <p>3 被聴取者 [REDACTED] 株式会社 [REDACTED]</p> <p>4 聴取結果 先月、経済産業省の職員から電話があった際、部長の [REDACTED] が不在だったため、私に対応した。 職員から「御社は、いわゆる省令ハを該当として輸出をしていますけど、機器は定置した状態で滅菌・殺菌できますか。」と聞かれた。 私は「噴霧乾燥器は、熱風で乾燥する装置です。その熱風の温度によっては殺菌と捉えられます。ただ殺菌の定義が曖昧なので、弊社としては『殺菌ができる可能性がある』という判断で、輸出申請をしております。」と回答した。 職員は「そうですか、分かりました。」とそっけない感じで、会話はあっという間に終わった。 この職員の部署・名前等をメモしたものが見つかりしだい、当課宛に連絡するとのこと。</p>		